

October
2017

税理士法人サム・ライズ

未来会計法人メイキット

事務所通信

10月の第2月曜日は「体育の日」です。体育の日が制定されたのは、1964年の東京オリンピックの後のこと。2020年の東京オリンピックが楽しみです。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

2017年10月号

■平成30年分の マル扶の記載が変わる

- 確認しておきたい
マタハラに該当する行為
- 業種別にみる
今年の賃金改定状況
- 年代別にみる
ソーシャルメディアの利用状況

税理士法人サム・ライズ

未来会計法人メイキット

埼玉県川越市脇田本町11-1 川越シティビル7F

TEL：049-249-0222／FAX：049-249-0220

平成30年分のマル扶の記載が変わる



ちっさ



配偶者控除や配偶者特別控除の改正に伴い、給与について源泉徴収をする際に考慮する「扶養親族等の数」の対象となる配偶者の範囲が変わります。そしてこの変更により、平成30年分の扶養控除等申告書（以下、マル扶）の記載項目も変わります。

「扶養親族等の数」の対象となる配偶者の範囲

給与を支給する際に徴収する源泉所得税を計算するときに、「扶養親族等の数」を用います。この「扶養親族等の数」を求める際、1人として加算する配偶者の範囲が次のとおりとなります。

配偶者…以下の全てを満たす者

1. 婚姻届が提出・受理されている民法上の配偶者
2. 申告者本人と生計が一緒
3. 青色事業専従者としてその年中に給与の支払を一度も受けていない又は白色事業専従者でない

○1人として扶養親族等の数に加算する配偶者の範囲

～平成29年分	平成30年分～
控除対象配偶者に該当	→ 源泉控除対象配偶者 に該当
“ が障害者に該当	→ 同一生計配偶者 が障害者に該当

この場合における控除対象配偶者、源泉控除対象配偶者、同一生計配偶者それぞれの要件は、下表のとおりです。

控除対象配偶者（改正前）	源泉控除対象配偶者（改正後）
配偶者の合計所得金額が38万円以下 （申告者本人の所得制限はありません）	・ 申告者本人の合計所得金額が900万円以下 かつ ・ 配偶者の合計所得金額が85万円以下
	同一生計配偶者（改正後） 配偶者の合計所得金額が38万円以下 （申告者本人の所得制限はありません）

ご覧いただいておりますとおり、改正前の控除対象配偶者と改正後の同一生計配偶者の要件は同じです。つまり名称は変わるものの、障害者に該当する場合に加算対象となる配偶者の範囲は変わりません。

マル扶の記載項目の変更

実務上「扶養親族等の数」は、マル扶の記載内容から求めます。そのため上記変更に伴い、マル扶の記載項目も変わります。具体的には次ページに掲載した、8月20日現在国税庁から公表されているマル扶のイメージ（一部）をご参照ください。なお、合計所得金額別の配偶者に係る「扶養親族等の数」の算定表も掲載しました。こちらもあわせてご参考ください。

《平成 30 年分扶養控除等申告書の記載例（イメージ）》

平成30年 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名) 神田 税務署長	〇〇〇〇株式会社 (フリガナ)	あなたの氏名 山川 太郎	あなたの生年月日 昭和50年1月1日	扶養控除等申告書の提出 提出する場合は、この申告書の提出
	給与の支払者の法人(個人)番号 22333445566778	あなたの個人番号 6677788990011	あなたの職業 専業主婦	あなたの住所 東京都神田区神田3-3	
給与の支払者の所在地(住所) 東京都千代田区神田錦町3-3	あなたの所得 830,000円	あなたの扶養家族 山川 一郎	あなたの所得 830,000円	あなたの住所 東京都神田区神田3-3	

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、専業主婦、専業主夫、学生、その他に該当しない場合は、以下の各欄に入力する必要はありません。

区分	氏名	生年月日	所得金額	所得制限	住所又は居所	扶養親族及び障害者
1	山川 明子	7/7/8/8/9/9/0/0/1/1/2/2	830,000円	○	東京都神田区23-7	○
2	山川 一郎	8/8/9/9/0/0/1/1/2/2/3/3	○	○	東京都神田区23-7	○

「源泉控除対象配偶者」に該当する場合に記載します。

※ 「源泉控除対象配偶者」とは給与所得者(合計所得金額(見横額)が900万円以下の人)に限り、生計を一にする配偶者(青色事業専従者等を除きます。)で、合計所得金額(見横額)が85万円以下の人をいいます。

「同一生計配偶者」に該当する場合に記載します。

※ 「同一生計配偶者」とは給与所得者(所得制限無し)と生計を一にする配偶者

○合計所得金額別 配偶者に係る扶養親族等の数の算定表（概要）

		申告者本人の合計所得金額 (給与収入だけの場合は給与所得者の給与等の収入金額)			
		900 万円以下 (1,120 万円以下)	900 万円超 950 万円以下 〔 1,120 万円超 1,170 万円以下 〕	950 万円超 1,000 万円以下 〔 1,170 万円超 1,220 万円以下 〕	1,000 万円超 (1,220 万円超)
(給与配 与者の 給与等 の合計 所得金 額の配 偶者)	38 万円以下 (103 万円以下)	マル扶に記載する“障害者”の対象となる「同一生計配偶者の範囲 …下数値に1人加算※			
		1 人	1 人 (～H29) ↓ 0 人 (H30～)	1 人 (～H29) ↓ 0 人 (H30～)	1 人 (～H29) ↓ 0 人 (H30～)
	38 万円超 85 万円以下 〔 103 万円超 150 万円以下 〕	マル扶に記載する 「源泉控除対象 配偶者」の範囲 (～H29) (H30～) 0 人→1 人	0 人	0 人	0 人
	85 万円超 (150 万円超)	0 人	0 人	0 人	0 人

※同居特別障害者の場合には、更に1人加算します。

国税庁「平成30年分以降の配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いについて
～ 毎月（日）の源泉徴収のしかた～」より 一部筆者改変

確認しておきたい マタハラに該当する行為

以前はハラスメントというと、セクシュアルハラスメントを指し、重点対策の事項として挙げられてきましたが、近年は職場のいじめである「パワーハラスメント」のほか、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、いわゆるマタニティ・ハラスメント（以下、マタハラ）が問題になっています。ここでは対策の重要性が増すマタハラについて、整理しておきましょう。

■ 義務付けられている マタハラ防止措置

厚生労働省では、妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等を理由として不利益な取扱いをすることや、ハラスメント行為を行うことを禁じ、企業に防止措置を講ずることを義務付けています。

このうちマタハラの具体的行為は、以下の2つに分けられています。

①制度等の利用への嫌がらせ型

産前産後休業や育児休業を取得したり、妊娠中の軽易な業務への転換を申し出た場合等、男女雇用機会均等法および育児・介護休業法が定める制度または措置を利用することに対し、不利益な取扱いを示唆する、制度等の利用を阻害する、制度を利用したことに対する嫌がらせ等、制度や措置の利用に関する言動により、就業環境を害するもの

②状態への嫌がらせ型

女性労働者が妊娠したこと、出産したこと等に関する言動により、不利益な取扱いを示唆する、嫌がらせをする等、就業環境を害するもの

なお、業務体制を見直すため、上司が育児休業をいつからいつまで取得するのか確認することや、妊婦の体調が悪い場合に「つわりで体調が悪そうだが、少し休んだ方が良いのではないか」と配慮することは、業務上の必要性に基づく言動となり、マタハラには該当しません。

■ 早期の職場復帰を促すことの是非

平成29年10月に施行される改正育児・介護休業法では、最長、子どもが2歳に達するまで育児休業を取得できるようになります。これにより、子どもが1歳6ヶ月に達する時点で保育所に入れないような場合であっても継続的な雇用が可能となる反面、育児休業期間が長期化することで、育児休業取得者のキャリアへの影響も大きくなることが予想されます。そのため、上司が育児休業から早期の職場復帰を促すことも予想されることから、今回、「労働者の事情やキャリアを考慮して、早期の職場復帰を促すことは制度等の利用が阻害されるものに該当しないこと」と、指針で明確化されました。当然ながら、このような場合でも職場復帰の時期は従業員の選択に委ねられるべきものであることに変わりはありません。

マタハラを意識しすぎるあまり、必要だと思われる配慮がなされなかったり、部下のキャリアを考慮した発言が妨げられるといった事態が発生するケースもあるでしょう。マタハラとなるような行為を防ぐことを前提としつつ、適切な手当が施されるような職場作りを行うことが求められています。

業種別にみる今年の賃金改定状況

平成29年7月に厚生労働省から、「平成29年賃金改定状況調査結果（※）」が発表されました。ここではその結果から、業種別に賃金改定状況などをみていきます。

賃上げ実施割合は50%に届かず

上記結果から、業種別に賃金改定の実施状況をまとめると、表1のとおりです。29年の結果をみると、産業計では47.9%が1～6月に賃金引上げ（以下、賃上げ）を実施しています。業種別では、医療、福祉が67.4%で最も高くなりました。次いで卸売業、小売業が53.5%で、この2業種が50%を超えました。一方、最も低いのは宿泊業、飲食サービス業の35.8%でした。ただし、すべての業種で賃上げ実施割合が28年を上回りました。

賃金上昇率は0.7～2.3%に

次に、29年6月の1時間当たり賃金額と29年の賃金上昇率をまとめると、表2のとおりです。一般労働者では卸売業、小売業の1,620円が、パートタイム労働者では医療、福祉の1,298円が最も高くなっています。

賃金上昇率は一般労働者では宿泊業、飲食サービス業の2.3%が、パートタイム労働者では卸売業、小売業の1.8%が最も高くなりました。

【表2】業種別1時間当たり賃金額と賃金上昇率（円、%）

	1時間当たり賃金額		賃金上昇率	
	一般	パート	一般	パート
産業計	1,532	1,051	1.3	1.3
製造業	1,449	993	1.0	1.6
卸売業、小売業	1,620	1,030	1.0	1.8
宿泊業、飲食サービス業	1,256	949	2.3	1.6
医療、福祉	1,415	1,298	2.1	0.7
その他のサービス業	1,607	1,108	1.1	0.8

厚生労働省「平成29年賃金改定状況調査結果」より作成

ここ数年、採用のために賃上げを行う企業が増えていますが、今年も賃上げを行う企業が多くなっています。

【表1】業種別賃金改定の実施状況別事業所 割合（%）

	産業計		製造業		卸売業、小売業		宿泊業、飲食サービス業		医療、福祉		その他のサービス業	
	28年	29年	28年	29年	28年	29年	28年	29年	28年	29年	28年	29年
1～6月に賃金引上げを実施した事業所	43.1	47.9	38.9	43.5	46.3	53.5	34.3	35.8	57.7	67.4	48.4	49.4
1～6月に賃金引下げを実施した事業所	0.6	0.7	0.6	0.7	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.6	1.0	1.6
賃金改定を実施しない事業所	42.3	36.2	47.3	41.1	36.9	29.0	53.8	45.7	26.8	18.8	36.8	35.8
7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	14.0	15.2	13.2	14.7	16.4	17.1	11.6	18.2	15.2	13.2	13.8	13.2

厚生労働省「平成29年賃金改定状況調査結果」より作成

（※）厚生労働省「平成29年賃金改定状況調査結果」

平成29年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会（第2回）の資料として公表されました。29年6月1日現在の常用労働者数が30人未満の企業に属する民営事業所で、1年以上継続して事業を営んでいる事業所から一定の方法により抽出した4,000事業所を対象にした調査です。詳細は次のURLから確認いただけます。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000171065.html>

年代別にみる ソーシャルメディアの利用状況

LINEやFacebook、Twitterなどをビジネスに活用する企業が増えています。効果的に使うためには、サービス別の利用状況を知っておくことが大切です。ここでは総務省が平成29年7月に発表した調査報告書（※）から、ソーシャルメディアの利用状況をみていきます。

■ すべての年代でLINEが1位に

上記報告書から、年代別に主なソーシャルメディア（以下、メディア）の利用率をまとめると下表のとおりです。すべての年代でLINEの利用率が最も高くなりました。特に20代と30代では90%を超えており、群を抜いています。また50代でも53.8%と半数以上の人が利用しています。

■ 2位はFacebookとTwitterに

LINEに次いで利用率が高いメディアをみると、10代と20代ではTwitter、30代以上ではFacebookとなっています。ただし、30代までは2位のメディア利用率が50%を超えていますが、40代以上は高くても30%台にとどまっています。40代以上になると、複数のメディアを使う人が減ってくる傾向があるようです。

■ 70%以上がどれかを使っている

ここで紹介した、7つのメディアのいずれかを利用している割合は、60代こそ33.7%となりましたが、20代は97.7%とほぼ全員がどれかを利用しています。また30代も94.0%と90%を超えました。10代と40代も80%を超えており、各年代で高い利用率を示しています。

■ LINEの次はどれを使う？

LINEはすべての年代で最も利用率が高いので、どの年代向けにも利用できそうです。一方LINE以外は、ターゲットとする年代によってメディアを決めると、より効果を得られる確率が高まるものと思われます。

平成28年 年代別主なソーシャルメディアの利用率（%）

	LINE	Facebook	Twitter	Google+	mixi	Mobage	GREE	左のいずれか利用
全年代（1500）	67.0	32.3	27.5	26.3	6.8	5.6	3.5	73.5
10代（140）	79.3	18.6	61.4	28.6	2.9	6.4	3.6	82.9
20代（217）	96.3	54.8	59.9	29.5	13.4	9.2	6.9	97.7
30代（267）	90.3	51.7	30.0	37.5	9.4	9.7	4.5	94.0
40代（313）	74.1	34.5	20.8	30.0	8.3	4.8	3.2	80.5
50代（260）	53.8	23.5	14.2	25.4	5.8	4.2	2.7	65.0
60代（303）	23.8	10.6	4.6	10.2	1.0	1.0	1.0	33.7

総務省「平成28年情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書」より作成

（※）総務省「平成28年情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書」

13歳から69歳までの男女1,500人を対象に、平成28年11～12月に行われた調査です。表中の（ ）内の数字が回答数です。総務省によると、ソーシャルメディアとは、ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、動画共有サイトなど、複数の人とインターネットでやりとりできる情報サービスのことをいいます。詳細は次のURLから確認いただけます。
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01iicp01_02000064.html

年末の行事や年初の備品発注などの準備に追われます。スケジュールの確認を徹底し、もれないようにしましょう。

2017年11月

お仕事備忘録

1. 年末調整の準備

2. 年末賞与の支払準備

3. 所得税の予定納税額の減額申請（第2期分のみ）

4. 翌年のカレンダーの作成

5. 忘年会の準備

6. 防火対策

1. 年末調整の準備

年末調整については、どこまで段取り・準備をすすめておくかで業務効率が大きく異なります。対象者へ確認する事項、提出してもらう書類も多くあります。提出もれや添付忘れなどがないように、回収期限を早めに設け、確認しましょう。

2. 年末賞与の支払準備

今月は、賞与の支給額を決めるための準備があります。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配布などを行う必要があります。

3. 所得税の予定納税額の減額申請（第2期分のみ）

11月は、所得税（復興特別所得税を含む）の予定納税第2期分の納付月です。もし、その年の申告納税見積額が予定納税基準額（注）に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額にかかる承認を申請することができます。11月1～15日までに提出できる減額申請は、予定納税のうち第2期分のみです。

（注）予定納税基準額は、税務署が計算をして事前に納税者へ通知します。この予定納税基準額は所得税及び復興特別所得税の合計額で計算します。

4. 翌年のカレンダーの作成

年が明けたら配布できるように、会社の年度カレンダーの準備を開始しましょう。取引先へカレンダーを配布している場合には、年末の挨拶に間に合うように準備しましょう。

5. 忘年会の準備

年末行事の大きなものに忘年会があります。全社行事として執り行う場合は、総務が中心となって企画運営していくこととなります。

- ☐ 場所の確保
- ☐ 来賓の確認
- ☐ 乾杯の音頭、挨拶等の依頼
- ☐ 余興の準備
- ☐ 出席者数の確認

など、段取りよくすすめてみましょう。

6. 防火対策

秋の火災予防運動の時期です。いざというときに慌てないように、避難訓練や非常時の対応方法について周知しておきましょう。

- 消防設備の点検 消火器、非常口、非常階段、避難経路など
- 非常時の対応方法見直し 連絡方法、避難対策など

冬にかけて火を取り扱う機会が増えてきます。火の後始末の方法などを確認しましょう。また不用意に、燃えやすいものを屋外に放置しないようにしましょう。

お仕事 カレンダー

2017.11

今月は、年末調整や賞与支給などの準備に追われます。
段取りよく計画をたててスムーズに業務ができるように
しましょう。



日	曜	日	六曜	項 目
1	水		先負	
2	木		仏滅	
3	金	大安	文化の日	
4	土	赤口		
5	日	先勝		
6	月	友引		
7	火	先負	立冬	
8	水	仏滅		
9	木	大安	●秋季全国火災予防運動（～15日まで）	
10	金	赤口	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（10月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出	
11	土	先勝		
12	日	友引		
13	月	先負		
14	火	仏滅	●継続・有期事業概算保険料延納額の支払（第2期分※口座振替を利用する場合）	
15	水	大安	●所得税の予定納税額の減額申請（第2期分のみ）提出期限	
16	木	赤口		
17	金	先勝		
18	土	仏滅		
19	日	大安		
20	月	赤口		
21	火	先勝		
22	水	友引	小雪	
23	木	先負	勤労感謝の日	
24	金	仏滅		
25	土	大安		
26	日	赤口		
27	月	先勝		
28	火	友引		
29	水	先負		
30	木	仏滅	●健康保険・厚生年金保険料の支払（10月分） ●所得税の予定納税額の納付期限（第2期分） ●個人の事業税納付（第2期分）	

10月

staff 編集後記



今年は雨ばかり続いていますね。。

夏なのにそこまで気温が上がらず、パッとしない夏でした。家では暖房も付け始めました。暑いのは嫌ですが、雨はもっと嫌です。それなのに！台風とは。これから、お鍋が美味しくなる時期なのに、雨ばかりで野菜が高騰するのは止めてほしいですね。コインランドリーの近くを通ると大盛況でした。太陽が恋しい今日この頃。日本よ・・・いったいどうなる????



今年の夏の思い出



石田



富士急ハイランドへ行きました！3時間並び「ええじゃないか」を乗りました。高い所から何回も落ち、自分自身がクルクル回り、訳わからなかったです(▽) もう一つ、大好きで恐モテな税理士の曾根先生ご夫妻と、美人でお姉さんの存在の菱刈さんに、多治見の線をご馳走になりました♪日本一の味でした！

小笠原



夫の実家八戸に帰省しました。お盆の真ただ中車で帰ったのですが、渋滞に巻き込まれ20時間かかりました(:▽:) やっと到着したが、風邪をひきいる間ずーと寝っぱなし。美味しいごはんも食べられず、治った頃にまた車に乗って帰る。今年の夏は、雨も多くどこにも出掛けられない夏となりました。悲しい・・・(-.-)

黒田



今年の夏はとにかく雨に悩まされました。仕事の移動だけでなく、フ라우バーでも予定していたイベントがことごとく雨で予定変更、または中止になってしまいました。その為、インドアなレジャーが多くないがちでした。その中でも、ボルダリングを体験できたのは良かったです。皆さんも機会があれば挑戦して下さい。

鈴木



今年の夏も月初に税理士試験を受けました。去年は高崎で一昨年は宇都宮だったので今年はどこになるのか気がかりでしたが、埼玉の聖学院大学だったので良かったです。プライベートでは先日、茨城の那珂湊に行ってきました。お寿司を食べたのですが、ネタが大きくてとてもおいしかったです！

相藤



プライベートのことでは特に際立ってありませんでしたが、仕事ではインターンシップの大学生の仕事の交流が出来てとても有意義で普段気付くことができないこと伝え方は難しいけど学生の一生懸命さ学ぼうという意識の高さなどこちらとしても勉強になりました。いい刺激になりました。経験になりました。

瀬川



只今産休中！

東海林



今年の夏は天気と相性が良くありませんでした。週末に出掛けると前々から予定を立てているときに限って大雨が降り、特に予定がなく、家でくつろいでいるときには快晴でした。9月に夏季休暇を取る予定なのでいい天気に恵まれれば良いなと思います。

大人になってもおもいきり夏を満喫したいですね！

【お知らせ】

◆12月12日火曜日

所内研修のため、終日留守番電話とさせていただきます。

